



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 チムニー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長執行役員 和 泉 學
(コード番号：3178 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員経営管理担当 荻野 大輔
電話番号 03-3626-2341

決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 10 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 23 日開催予定の第 8 期定時株主総会で定款の一部変更の件が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

親会社である株式会社やまやと決算期を統一し、経営全般にわたり効率かつスピーディーな事業運営を図ることを目的としています。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 12 月 31 日

変更後：毎年 3 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 9 期事業年度は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月の決算となります。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第 9 期事業年度（平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）の連結業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年と定めておりますが、親会社である株式会社やまやと決算期を統一することで、経営全般にわたり効率かつスピーディーな事業運営を図るため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものです。

また、事業年度の変更に伴い、第 9 期事業年度は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月となることなどに伴い、経過措置として附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第20条の規定にかかわらず、平成28年3月23日開催の第8期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第9期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第2条 <u>第41条の規定にかかわらず、平成28年1月1日から始まる第9期事業年度は、平成29年3月31日までの15か月間とする。</u></p> <p>第3条 <u>第43条の規定にかかわらず、第9期事業年度の中間配当の基準日は平成28年6月30日とする。</u></p> <p>第4条 <u>平成28年3月23日開催の第8期定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、第9期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第5条 <u>本附則は、第9期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p>

(3) 日程

第8期定時株主総会開催日：平成28年3月23日（予定）

定款変更の効力発生日：平成28年3月23日（予定）

以 上